

## 沖縄県立芸術大学の公的研究費に係る不正防止計画

平成 29 年 3 月改訂

平成 31 年 3 月 26 日改訂

### 本計画の趣旨

沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における公的研究資金の不正使用及び研究上の不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」を踏まえ、実効性のある不正防止計画を策定するものである。

### 1 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制

別紙管理体制図のとおりとする。

### 2 不正防止対策

#### （1）内部統制

#### ア．物品購入の明確化

科学研究費等で購入する物品は沖縄県財務規則に準じ、発注前に執行伺いの決裁を受けるとする。備品を除き教員が検収してよいものとするが、事務職員は納品された物品の現物確認を行うものとする。

#### イ．旅費の事実確認

旅費の執行については以下の書類の提出を義務づける。

- ①旅行前の旅費申請書
- ②旅行後の復命書
- ③旅行の事実確認のための証拠書類
- ④航空機利用の場合
  - ・航空券購入の領収書
  - ・旅行行程が確認できる書類
  - ・搭乗確認のための搭乗券

#### ウ．謝金・役務等の事実確認

謝金・役務（データベース開発、機器保守点検等）の執行については以下の書類の提出、現場確認等を義務づける。

- ①事前の執行申請書（業務予定）

- ②支給内訳書又は作業従事者の出勤表
- ③有形の成果物がある場合は成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類
- ④成果物がない機器の保守・点検などの場合は立ち会い等による確認

#### エ. 監査

監査担当者主導のもと以下の内容の内部監査を毎年度実施し、監査結果を最高管理責任者に報告するとともに、改善事項の指導を行うものとする。

- ①通常監査：全ての研究課題を対象に書類監査を実施する。
- ②特別監査：備品購入後の使用・保管状況の確認等、監査の必要が認められる事項について実施する。

#### オ. 通報・告発

「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」第8条に基づき不正行為等に関する通報・告発窓口（事務局総務課）をHP等で周知する。

- (2) 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動によって得られた研究データ（以下「研究データ」という）の保管

#### ア 保管義務期間

研究データの保管義務は研究開始時から生じ、保存期間は研究が終了した時点もしくは当該研究の結果が公表された時点の二つの時点の遅い方から10年間継続されるものとする。

#### イ 保管責任者

研究データの保管責任者は「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」第4条に基づき統括管理責任者とする。

#### ウ 保管方法

本学の研究者は自身を研究代表者とする研究データについて、以下内容を統括管理責任者に対して報告し、統括管理責任者は「研究データ保管管理簿」にその内容を記載して保管管理するものとする。

- ①保管形態
- ②保管場所
- ③保管期間の始期

#### エ 開示義務

本学の研究者は「沖縄県立芸術大学における研究活動に係る不正行為に対する通報等の手続きに関する細則」第7条に定める調査委員会から研究記録や研究データの開示請求があった場合はこれを開示しなければならない。

### (3) 取引業者に対する不正防止対策

本学では取引業者に対する不正防止対策として、以下の事項を実施するとともに、「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」に留意し取引を行うものとする。

#### ア. 取引業者への周知

以下のような行為は不正行為にあたること及び不正行為に対しては取引停止等の措置を取ることをホームページ等で周知する。

- ① 預かり金（本学研究者からの預け金の依頼の承諾）
- ② 支払期日の不明確な取引
- ③ 取引事実と異なる書類の提出

#### イ. 誓約書の徴取

取引業者から、以下の項目を記載した誓約書を徴取するものとする。

- ① 関係法令、沖縄県財務規則、本学が定める諸規程等を遵守するとともに不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はないこと。
- ④ 本学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、本学が設置した相談・通報受付窓口に連絡すること。

### (4) 研修

下記表の対象者に対して、所定の研修を実施する。

対象	方法	頻度
教員	eラーニング	5年に1回
大学院生	ネット上の研修実施	在学中に1回
学部生	ネット上の研修実施	在学中に1回
共同研究員	eラーニング	共同研究員委嘱時に1回
他研究機関に所属する科研	eラーニング（所属研究機関等で研修	研究分担時に1回

分担者	を実施していない場合)	
-----	-------------	--

### 3 計画の見直し

本計画については、随時必要な見直しを行うとともに関係者に対して周知するものとする。

附則 この計画は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。